

規制の事前評価書

政策の名称	農地中間管理事業の推進に関する法律案(仮称)における農用地利用配分計画の定めによる場合の農地法の手続の特例(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案による農地法の一部改正)
担当部局	農林水産省経営局農地政策課 電話番号:03-6744-2150
評価実施時期	平成25年10月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○ 現状及び問題点</p> <p>現在の我が国の農業構造を見ると、これまでの農地流動化の結果として、認定農業者や集落営農等の担い手の利用面積は全農地の5割(223万ha)となっている。一方で、農業従事者の6割が65歳以上となり、その大量リタイアを補うだけの後継者が足りていないことから、耕作放棄地の急増が懸念されている(現在、耕作放棄地40万haのうち、土地持ち非農家が所有するものが半分)。こうした中、本年6月に閣議決定された日本再興戦略において、今後10年間で全農地の8割を担い手に集約するとともに耕作放棄地の解消を加速化するため、都道府県に農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構(仮称)を整備することとされた。</p> <p>○ 規制の緩和の目的、内容及び必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の集積・集約化を効果的に進める農用地利用配分計画を設ける目的 <p>日本再興戦略において、今後10年間で全農地の8割を担い手に集積することとされている中、農地の集積を加速的に進めるためには、農地中間管理機構が多くの担い手に対して、迅速な手続きで農地の利用権を設定することができるようにする必要があるので、我が国において特徴的な分散して錯綜した農地利用を集約化し、農地の集積・集約化を効果的に進めるため、個々の「点」ではなく、面的な広がりを持った農地の利用集積を一斉かつ迅速に推進するよう、農地中間管理事業の推進に関する法律案(仮称)において、農地中間管理機構が計画を作成し、複数の所有者の農地等の利用権を一括して設定する制度として、農用地利用配分計画に関する規定を設けることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農用地利用配分計画の内容 <p>農地中間管理機構は、農地中間管理事業として農用地の利用権の設定等を行うときは、「農用地利用配分計画」を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。都道府県知事は、当該農用地利用配分計画を認可した場合は、関係農業委員会に通知するとともに公告しなければならない。当該計画を公告することにより、その公告があった農用地利用配分計画の定めるところによって権利移動の効果が生じることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第3条第1項を適用除外とする必要性 <p>農業委員会は、農地法その他の法令によりその権限に属させた農用地の利用関係の調整に関する事務を所掌しており、農用地の権利を移転する場合には、農業委員会の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>農地中間管理機構が農用地利用配分計画により農地等を含む土地の権利移転を行う場合は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 従来、市町村域を超える農地の権利移動に関する許可権者であり、農地の権利移動に関する審査能力を有する都道府県知事の認可を受けることとしており、農業委員会の審査を代替していること。 ② 農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めるに当たり、あらかじめ市町村に対し、農業委員会の意見を聴いた上での農用地利用配分計画案の提出を求めることができるほか、市町村に対して必要な協力を求めることができるようにしており、農業委員会の事業チェックを経て適正な農用地利用配分計画の作成を担保する仕組みとなっていること。

		から、改めて農業委員会として許可する必要はなく、農地法第3条第1項の規定を適用除外とすることが適当である。	
法令の名称・関連条項とその内容		○ 今般制定する規定及びその内容 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案(仮称)における農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項第7号の2(許可が必要な場合の例外)として「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところによって賃借権又は使用貸借による権利が設定される場合」を加える改正	
想定される代替案		想定できる代替案なし 今回の適用除外を行うこと以外の代替案も想定されない。このため、代替案は設定しないこととする。	
規制の費用		費用の要素	代替案の場合
	(遵守費用)	新たな遵守費用は発生しない	-
	(行政費用)	新たな行政費用は発生しない	-
	(その他の社会的費用)	新たな社会的費用は発生しない	-
規制の便益		便益の要素	代替案の場合
		<p>ベースラインは、農地法第3条の許可を要しない事項を追加する農地法の改正を行わないこととなる。この場合、各農地の所有権等を持つ者は、権利移動に係る相手方と共同して農業委員会の許可を受けることとなる。</p> <p>今回の適用除外規定の設定によって、農用地利用配分計画に位置付けられた農地の所有権等を持つ者が、農地法第3条第1項に基づく農地等の権利移動の許可申請を農業委員会に行う必要がなくなるため、その分の費用(手間)が、結果的に便益となる。</p> <p>【農地等の権利者の便益】 農地の所有権等を持つ者にとっての便益は、仮に申請を行政書士に依頼した場合にどの程度の費用がかかるかということで推計することとする。農地法第3条第1項の許可申請を依頼した場合に行政書士に支払う金額は、1件当たり約3万円(日本行政書士連合会「平成22年行政書士報酬額統計調査」における農地法第3条許可申請の最頻値)である。</p> <p>農地中間管理機構からの農地の貸付けは、全て農用地利用配分計画によって行われることになるが、これにより既存のスキームにおける農地法第3条の許可件数は次の通り減少すると試算される。</p>	-

	<p>(1)農地利用集積円滑化団体による所有者代理事業から機構の事業への移行分。 $18,335(H23実績) \times 7.5\%(\text{権利移動の総量のうち農地法第3条の許可対象がしめる割合}) \times 1/2(\text{移行見込量}) = 688\text{件}$</p> <p>(2)農業委員会によるあっせんから機構の事業への移行分。 $5,848\text{件}(H23実績) \times 7.5\% \times 1/2 = 219\text{件}$</p> <p>(1) + (2) = 688件 + 219件 = 907件 このとき、本法案の見直しを行うまでの5年間において生じると見込まれる便益は以下の通り。 $3\text{万円} \times 907\text{件} \times 5\text{年} = \text{約}1\text{億}3600\text{万円}$</p> <p>【農業委員会の便益】 農地法第3条第1項に基づく農地等の権利移動の許可申請を個別に農業委員会に行う必要がなくなることにより、農業委員会側のコストも節減される。農地法第3条許可の手續に要する農業委員会の経費は、1件当たり約4万円と試算されている。これを上記と同様の仮定において便益を推計すると以下のとおり。 $4\text{万円} \times 907\text{件} \times 5\text{年} = \text{約}1\text{億}8100\text{万円}$ さらに、農用地配分利用計画が活用されることにより、農地等の権利移動に係る手續が迅速化されるとともに、農用地の集団化や農業経営規模の拡大が地域にとって望ましい形で行われるというメリットがある。</p>	
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>規制の費用は、遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用ともに新たに発生しない。 規制の便益は、農用地利用配分計画に位置付けられた農地の所有権等を持つ者が、農地法第3条第1項に基づく農地等の権利移動の許可申請を農業委員会に行う必要がなくなるため、その分の費用(手間)が、結果的に便益となる。これは、上記の通り、本法案の見直しを行うまでの5年間において、約3億1700万円と推計される。 さらに、農地等の権利移動に係る手續が迅速化されるとともに、農用地の集団化や農業経営規模の拡大並びに農用地の利用の効率化及び高度化が地域にとって望ましい形で行われるという便益もある。 このため、費用より便益が上回る。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>—</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>法律の施行後5年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体を含む事業の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(農地中間管理事業の推進に関する法律附則第2条)</p>	
<p>備考</p>	<p>本法案と同様に、農地等の権利移転を促進する計画を規定し、その計画により権利移転を行う場合農地法第3条第1項を適用除外としている法律は以下のとおり。 ・農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)</p>	

